



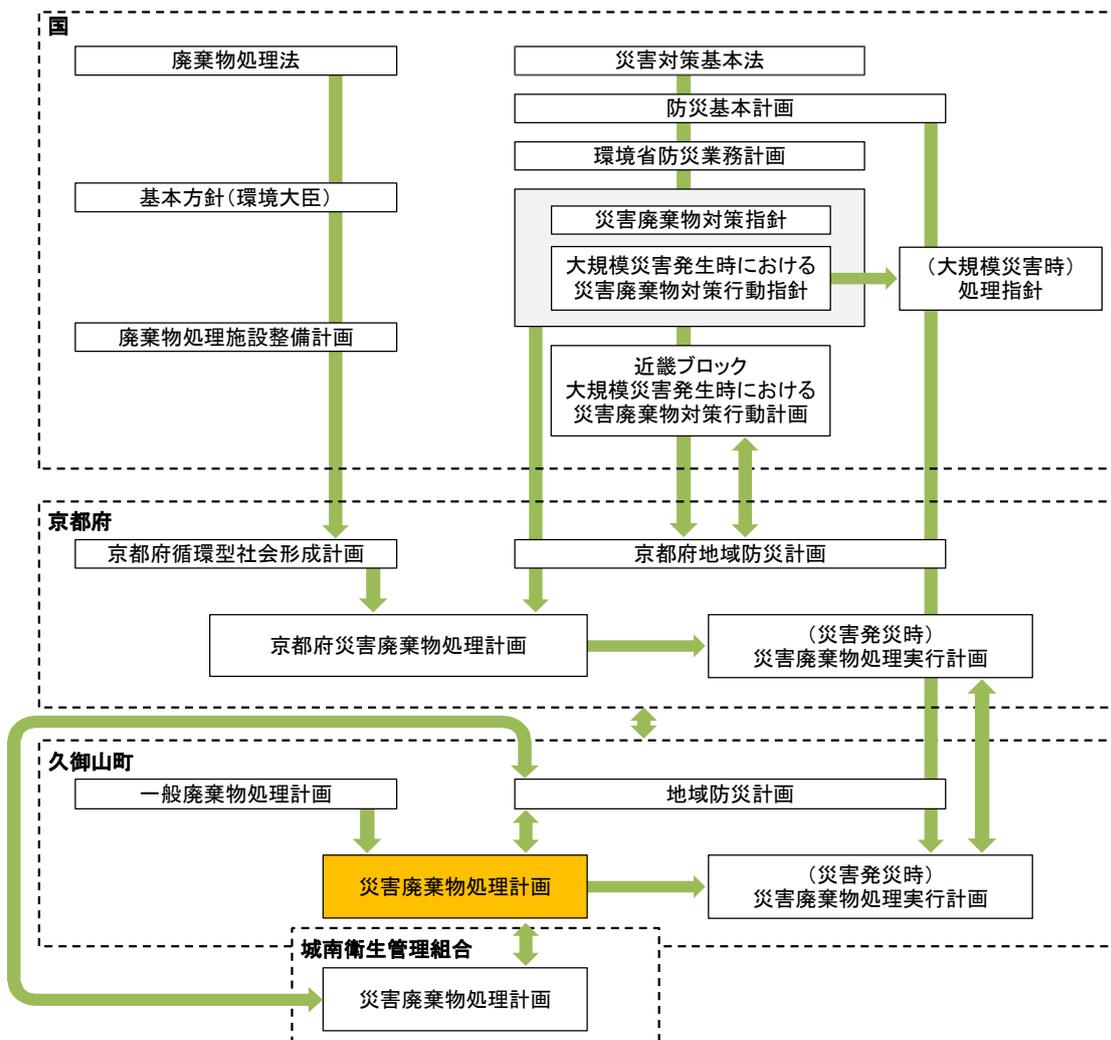
久御山町災害廃棄物処理計画【概要版】

1. 計画策定の目的

今後想定される災害について、災害廃棄物の発生量を推計し、組織体制や処理方法等を定め、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理することにより、住民の生活環境の保全、公衆衛生の確保及び早期の復旧・復興を実現することを目的として「久御山町災害廃棄物処理計画」（以下、「本計画」という。）を策定するものである。

2. 計画の位置付け

本計画は、国の災害廃棄物対策指針に基づき、京都府災害廃棄物処理計画や久御山町地域防災計画と整合を図り、災害廃棄物処理について本町の基本的な考え方や処理方法等を示すものである。



3. 対象とする災害と被害想定

本計画では、地震災害及び風水害による被害のうち、最も大きな被害が想定される「有馬-高槻断層帯地震」と「木津川の氾濫」を対象被害とする。

地震	最大予想 震度	(推定) 建物被害 (棟)			
		全壊	半壊	焼失	合計
有馬-高槻断層帯地震	7	1,041	1,249	42	2,332

風水害	(推定) 建物被害 (棟)				
	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水	合計
木津川の氾濫	8,298	1,486	-	164	9,948

4. 基本方針

- 基本方針① 計画的かつ迅速な処理
 - 基本方針② 環境に配慮した処理
 - 基本方針③ 再資源化の推進
- 〈時期区分に応じた対策〉

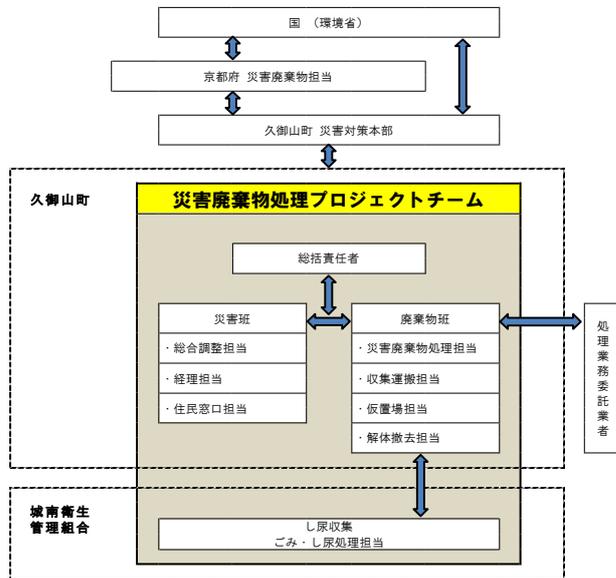
時期区分		時期区分の特徴	時間の目安
災害 応急 対応	初動期	人命救助が優先される時期（体制整備、被害状況の確認、必要資機材の確保等を行う）	発災後3日間
	応急対策期 （前半）	避難所生活が本格化する時期（主に優先的な処理が必要な災害廃棄物を処理する期間）	～3週間程度
	応急対策期 （後半）	人や物の流れが回復する時期（災害廃棄物の本格的な処理に向けた準備を行う期間）	～3ヶ月程度
復旧・復興期		避難所生活が終了する時期（一般廃棄物処理の通常業務化が進み、災害廃棄物の本格的な処理の期間）	～3年程度

5. 処理目標期間

災害廃棄物の処理については早期の復旧・復興を果たすため、最長でも3年以内に処理を完了させることを目標とする。

災害廃棄物処理	処理目標期間
災害がれきの撤去（道路上や生活域近辺のもの）	6ヶ月以内
災害ごみ（粗大ごみ等）の収集・処理	1年以内
仮置場への搬入完了（損壊家屋等のがれきを含む）	1年6ヶ月以内
仮置場からの搬出完了	2年以内
リサイクル・処理・処分完了	3年以内

6. 組織体制



発災時には、災害廃棄物処理を担当する組織（プロジェクトチーム）が主体となり、災害対策本部と連携して災害廃棄物処理を遂行する。

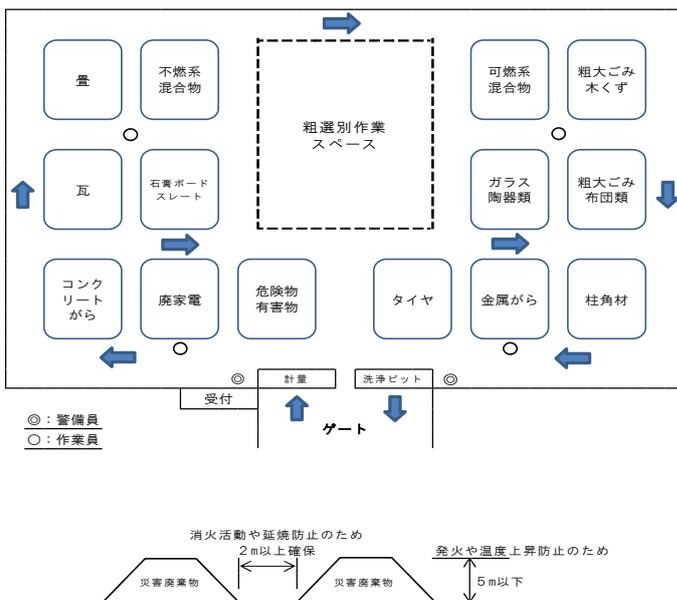
なお、本町の体制が不足する場合は、府や近隣市町等の協力・支援を受けることとする。

7. 災害廃棄物の推計発生量

(単位：千トン)

想定災害	可燃	不燃	コンクリートがら	金属	柱角材	その他	合計
有馬-高槻地震	24.6	46.1	66.1	4.6	6.2	6.2	153.8
木津川の氾濫	160.8	301.6	432.2	30.2	40.2	40.2	1,005.2

8. 仮置場の設置



発災時には、被災状況を速やかに把握したうえで、関係機関と調整し、公有地のオープンスペースを中心に仮置場を設置する。

また、近年の災害は大規模・広域化していることから、平時より可能な限り多くの仮置場を選定し、リスト化しておく。

9. 災害廃棄物の流れ

発災後は、初動期から復旧・復興期まで切れ目のない対策が必要となることから、時期や進捗状況に応じて、災害廃棄物の処理に関する業務を行う。

対応時期（フェーズ）		初動期 （3日間）	応急対策期（前半） （3週間）	応急対策期（後半） （3ヶ月）	復旧・復興期 （3年）
災害 廃棄物	避難所ごみ・生活ごみ	[業務継続]			
	し尿	[業務継続]			
	片付けごみ	[業務継続]			
	がれき（損壊家屋等）	[業務継続]			
体制整備		災害対策本部の設置 ↓ 災害廃棄物処理PTの設置 ↓ 支援の要請・受入等			
収集運搬		ごみの分別区分・排出方法の決定、周知 ↓ 生活ごみ・避難所ごみ・片付けごみ発生量の推計（必要に応じて見直し） ↓ 生活ごみ、避難所ごみ収集体制確保 ⇒ 収集運搬 ↓ 片付けごみ収集体制確保 ⇒ 収集運搬			
仮設トイレ・し尿収集		避難状況の把握及びし尿発生量の推計（必要に応じて見直し） ↓ し尿収集体制確保 ⇒ 収集運搬 ↓ 仮設トイレの応援要請の検討・確保 ↓ 仮設トイレの設置			仮設トイレの撤去
被災家屋の解体撤去		通行障害物の撤去 ↓ アスベスト等有害物に関する対策 ↓ 解体撤去方針の決定 ↓ 罹災証明書等の発行 ↓ 被災家屋の解体撤去			
仮置場		仮置場必要面積の推計 ↓ 仮置場の検討・調整 ↓ 仮置場の設置 ↓ 仮置場の運営・管理			仮置場の整地・返却
災害廃棄物処理実行計画		被害状況の把握 ↓ 災害廃棄物発生量、処理可能量の推計（必要に応じて見直し）	実行計画の策定（必要に応じて見直し）		実行計画の実施

10. 生活ごみ及びし尿の収集、処理、処分

避難所ごみを含む生活ごみ及びし尿の処理は、原則として平常時の体制により対応することとする。

生活ごみは、発災後、可能な限り早期に収集運搬、処理を開始することを目標とし、仮置場には搬入せず、既存の処理施設で処理を行う。

また、仮設トイレについては、必要な場所及び数量を把握したうえで、速やかに保管している仮設トイレを設置し、不足する場合は、府や民間事業者等からの応援体制により必要基数を確保する。

ごみ	避難者数 (人)	1人当たりの排出量 (g/人/日)	排出量 (t/日)
避難所ごみ排出量	2,641	584	1.5

し尿	避難者数 (人)	1日当たりのし尿排出量 (L/日)	処理需要量 (t/3日)
避難所し尿処理需要量	2,641	4,490	13



災害廃棄物の処理に際しては、本計画で定めた基本方針に基づき SDGs（持続可能な開発目標）を見据えた持続可能な災害廃棄物処理を実施していく。

久御山町民生部住民課